

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金交付要綱

令和6年6月6日6産労雇第286号

改正 令和7年5月8日7産労雇第176号

改正 令和8年3月24日7産労雇第3674号

(目 的)

第1条 東京都男性育業推進リーダー事業奨励金（以下「奨励金」という。）は、都内中堅・中小企業等における、男性育業の経験者を「男性育業推進リーダー」として設置し、男性育業の課題把握や具体的な取組の実施を奨励し、その取組を広く紹介・波及することにより、男性育業の推進を図ることを目的とする。

(通 則)

第2条 奨励金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及びこれに基づく依命通達(昭和37年12月11日付37財主調発第20号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第3条 この要綱における定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中堅・中小企業等とは、常時雇用する労働者の数が1,000人以下の企業（この要綱において「企業」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に定める「特例有限会社」をいう。）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人等をいう。
- (2) 育業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に定める育児休業及び第9条の2第1項に定める出生時育児休業（産後パパ育休）のことで、東京都が定めた愛称をいう。
- (3) グループ企業とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に定める子会社等で、男性育業推進リーダー事業の取組に関する誓約書（様式第2号の2）を提出した企業等をいう。
- (4) 連携企業等とは、本事業に関する取組について、奨励の対象とする事業者（以下「奨励対象事業者」という。）と連携・協力することに同意した企業等で、男性育業推進リーダー事業の取組に関する誓約書（様式第2号の2）を提出した企業等をいう。

いう。

- (5) 男性育業推進リーダーとは、交付申請日が属する年度から直近5か年度において、同一の子について合計30日以上の子育て休業をした男性労働者等で、第6条第1号のプロジェクトチームにより選任された者をいう。
- (6) 男性育業取得率とは、配偶者の出産等により、養育することとなった子について子育て休業をした男性労働者数を、配偶者が出産した男性労働者の数で割った率をいう。

(奨励対象事業者の要件)

第4条 この要綱において、奨励の対象とする事業者は、中堅・中小企業等であって、次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
- (2) 常時雇用する労働者を5名以上雇用していること。そのうち2名は男性労働者であること。
- (3) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (4) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (5) 労働関係法令について、次のアからカを満たしていること。

ア 労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。

イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。

ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること。

エ 労働基準法第36条第4項、第5項、第6項第2号及び第3号に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている労働者がいないこと。

オ 労働基準法第39条第7項に違反していないこと。

カ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。

- (6) 厚生労働大臣の指針に基づき、ハラスメント等を防止するための措置を取っていること。
- (7) 都税の未納がないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条

第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

- (9) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員が、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。
 - (10) 都内で事業を営んでいるグループ企業又は連携企業等（以下「グループ企業等」という。）が1社以上あること。
 - (11) 男性育業推進リーダーの要件を満たす男性労働者等が1名以上いること。
 - (12) 交付申請日が属する事業年度の直前の事業年度（申請前事業年度）における男性育業取得率が79%以下であること。なお、ここでいう事業年度とは、申請者の事業年度とする。
 - (13) 知事が企業名等について公表することに同意していること。
 - (14) 東京都事業についての情報提供を受けることに同意していること。
 - (15) 本事業におけるグループ企業等になることはできないことに同意していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が適当でない判断したときは本奨励金の対象外とすることができる。

（グループ企業及び連携企業等の要件）

第5条 この要綱において、グループ企業等とは、次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 第4条第1号、第3号から第9号、第13号及び第14号を満たしていること。
- (2) 常時雇用する労働者を5名以上雇用していること。そのうち1名は男性労働者であること。
- (3) 申請者として本奨励金に申請できないことに同意していること。
- (4) 申請者以外のグループ企業等になれないことに同意していること。ただし、申請者が設置企業に認定されなかったときは当該申請者以外のグループ企業等になることができるものとする。
- (5) 別途知事が定める取組事項を全て実施すること。

（奨励事業及び奨励条件）

第6条 奨励金は、奨励対象事業者が、次に掲げる必要な取組について知事が別途定める事項を全て実施したときに、予算の範囲内において交付する。

- (1) 男性育業推進に向けた取組の検討及びプロジェクトチームの設置
- (2) 男性育業に係る現状と要望等の調査
- (3) 男性育業取得率の目標設定及び取組計画の策定

(4) グループ企業等との連携・協力

(5) 社内研修の実施

(6) 取組計画等の社外公表

(奨励額)

第7条 奨励金の交付額は、一奨励対象事業者に対し100万円とする。

(奨励対象期間)

第8条 奨励金の奨励対象期間は、次のとおりとする。

令和6年6月14日から令和9年3月31日までとする。

(交付の申請)

第9条 奨励金の交付の申請を行おうとする奨励対象事業者（以下「申請者」という。）

は、知事が別途定める期日までに、事業計画書兼交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号の1）を知事へ提出しなければならない。また、グループ企業等の男性育業推進リーダー事業の取組に関する誓約書（様式第2号の2）を併せて提出しなければならない。なお、奨励対象期間内の申請は一申請者につき一回限りとする。

(交付決定)

第10条 知事は、前条により申請者から申請があったときは、その内容を審査の上、次の各号のとおり交付決定又は不交付決定を行う。

(1) 審査の上、適当と認められるときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3号の1）により、当該交付決定の内容及びこれに付した条件について、当該申請者（以下「奨励事業者」という。）に通知する。

(2) 審査の上、適当と認められないときは、速やかに不交付決定を行い、不交付決定通知書（様式第3号の2）により、当該不交付決定の内容及び理由について、当該申請者に通知する。

(事業計画の変更等)

第11条 奨励事業者は、第9条により提出した事業計画を変更又は中止するときは、変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の撤回)

第12条 申請者は、交付申請後に申請を撤回しようとするときは、遅滞なく交付申請撤

回届出書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、第 10 条により交付決定の通知をする場合において、奨励事業者が交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知する。
- 3 申請者から申請の撤回があったときは、当該申請はなかったものとみなす。交付決定後に奨励事業者から申請の撤回があったときは、当該申請に係る奨励金の交付決定についてもなかったものとみなす。

（遂行命令等）

- 第 13 条 知事は、奨励事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、奨励事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、奨励事業者に対し、奨励事業の運営及び経理等の状況について検査を行い、又は報告を求め、奨励事業が第 10 条の交付決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、それらに従って奨励事業を遂行すべきことを命じることができる。
- 2 奨励事業者は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。
 - 3 奨励事業者が第 1 項の命令に違反した時は、知事は奨励事業者に対して当該奨励事業の一時停止を命ずることがある。

（実績報告）

- 第 14 条 奨励事業者は、奨励事業が完了したとき又は知事が定めた奨励事業実施期間が終了したときは、実績報告書（様式第 6 号）を作成し、別途知事が定める期日までに関係書類と併せて知事に提出しなければならない。
- 2 奨励事業者が、奨励事業を完了したときは、前項の実績報告書提出時に、東京都男性育業推進リーダー設置企業認定制度実施要綱（令和 6 年 6 月 6 日付 6 産労雇第 2 8 8 号）による認定申請を併せて実施しなければならない。

（奨励金の額の確定）

- 第 15 条 知事は、前条により奨励事業者より実績報告があったときは、当該報告に係る奨励事業の実績結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適合すると認めたとき又は適合しないと認めたときは、交付すべき奨励金の額を確定し、奨励金額確定通知書（様式第 7 号）により、当該奨励事業者に速やかに通知する。

(奨励金の経理等)

第 16 条 奨励事業者は、奨励事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(奨励事業の検査等)

第 17 条 知事は、奨励事業の適正を期するため必要があるときは、奨励事業者及びグループ企業等に対し報告を求め、又は東京都職員を事業場に立ち入らせて帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(是正のための措置)

第 18 条 知事は、第 15 条による実績報告の審査又は前条の検査等により、奨励事業の成果等がこの交付要綱の内容や交付決定の際に付した条件等に適合しない事実が明らかになったときは、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

(奨励金の支払)

第 19 条 知事は、第 15 条により額の確定を行った当該奨励金について、当該奨励事業者による請求手続きに代えて、所管課長が発行する支払額調書に基づき、支払うものとする。

2 奨励金は確定払いとする。

(交付決定の取消し)

第 20 条 知事は、奨励事業者及びグループ企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励事業者が本奨励金の実績報告提出時に男性育業推進リーダー設置企業の認定申請をしないとき。
- (3) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 奨励事業者の廃業及び倒産等により奨励事業の実施が客観的に不可能となったとき。
- (5) 奨励事業者及びグループ企業等（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員を含む。）が、暴力団及び暴力団関係者に該当するに至ったとき。
- (6) 法令又はこの要綱及び知事の指示に違反したとき。

- 2 前項の規定は、奨励事業について交付すべき奨励金の額の確定があった後においても適用する。

(奨励金の返還)

- 第 21 条 知事は、前条により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、奨励事業の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励事業者に奨励金が支払われているときは、期限を付してその返還を命じる。
- 2 前項の奨励金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して 20 日以内とし、返還に係る手続は、所定の納付書によりその期日及び場所を指定して行う。

(違約加算金及び延滞金の納付)

- 第 22 条 知事が第 20 条により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により奨励金の返還を命じたときは、奨励事業者は、当該命令に係る奨励金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が奨励金の返還を命じた場合において、奨励事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、奨励事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については 365 日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

- 第 23 条 前条第 1 項により違約加算金の納付を命じた場合において、奨励事業者の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

- 第 24 条 第 22 条第 2 項により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(各種補助金等との併給調整)

第 25 条 知事は、奨励事業者が次に該当するときは、奨励金の併給を認めないものとする。

(1) 支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種奨励金等のうち、国、都又は区市町村が実施するもの(国、都又は区市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。)を受給し、又は受給しようとしたとき。

(非常災害における措置)

第 26 条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となったときの奨励事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(その他)

第 27 条 奨励金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。